

別府大学短期大学部におけるGPA制度の取扱いに関する規程

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、別府大学短期大学部（以下「本学」という。）における成績評価を係数（Grade Point）（以下「GP」という。）で表し、取得したGPの平均値による学業評価指数（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）制度によって、学生の学修指導等に資することを目的とする。

(成績評価とGP)

第2条 本学学則（以下「学則」という。）第27条に基づく学科履修規程第10条に定める成績の点数に与えるGPの計算は、次によるものとする。

2 GPは、当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値とし、その計算式は、次のとおりとする。

$$GP = (\text{成績点} - 55) / 10$$

3 成績標語、成績点に対応するGPは、次の表のとおりとする。

成績標語	成績点	GP
AA	90～100	3.5～4.5
A	80～89	2.5～3.4
B	70～79	1.5～2.4
C	60～69	0.5～1.4
F	0～59	0.0
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

4 再試験を受験して「C」の評価を得た場合は、そのGPで計算する。

5 一つの授業科目の一旦取得した評価を上位の評価に差し替えるために再履修し、上位の評価を取得できた場合は、上位のGPを適用できる。ただし、上位の評価を取得できなかった場合は、元評価のGPとする。

(GPAを算出する授業科目)

第3条 GPAを算出する授業科目は、学則第23条第6項別表第1に規定している授業科目で、学生が履修登録した授業科目とする。

2 GPAの対象から除外する授業科目

- (1) 編入学、再入学、転入学又は転科した際に単位認定した授業科目
- (2) 学則第28条に規定する入学前の既修得単位として単位認定した授業科目
- (3) 学則第29条に規定する他の短期大学等において履修した授業科目
- (4) 学則第30条に規定する外国の短期大学等において履修した授業科目

- (5) 学則第31条に規定する短期大学等以外の教育施設等における学修で単位認定した授業科目

(GPAの算出方法)

第4条 GPAは、学期ごとに算出する「学期GPA」及び卒業（修了）時に算出する「通算GPA」とする。

2 学期GPA及び通算GPAの計算は、次による。

- (1) 学期GPAは、当該学期で得た取得点の合計を当該学期で履修登録した単位数の合計で除して得た数値とする。

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{取得点の合計}}{\text{履修登録した単位数の合計}}$$

- (2) 通算GPAは、各学期で得た取得点の総和を各学期で履修登録した単位数の総和で除して得た数値とする。

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{各学期で得た取得点の総和}}{\text{各学期で履修登録した単位数の総和}}$$

3 取得点は、当該授業科目の評価で得たGPを当該授業科目の単位数を乗じて得た数値とする。

(学修指導の目安)

第5条 学生のGPAによって次の目安を参考にして学修等の指導を行う。

GPA	評価の状況	学修の状態
3.01～4.50	AA～A評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01～3.00	A～B評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において標準的な成績を修めている。 問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01～2.00	B～C評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要
0.50～1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験において最低限度の成績を修めている。 学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。
0.5未満	不合格科目、失格、欠席が特に多い	授業科目の内容の理解が乏しく、多くの試験において最低限度の成績を修めていな

		い。 学習面、生活面で問題を抱えており、学修状況での継続的な修学指導や生活面での指導が必要になる。
--	--	--

2 通算GPA又は当該学期GPAが0.5未満の学生は、退学勧告の対象とする。

(履修取消)

第6条 第3条第1項に定める授業科目で履修登録した授業科目について履修の取り消しを希望する場合は、履修変更期間とは別に定める当該学期の所定の期間内に所定の申請書を教務課に提出しなければならない。ただし、この場合において取り消した科目とは別の科目を履修登録することはできない。

2 履修取り消しのない授業科目は、GPAの対象科目とする。

(GPAの学生への通知)

第7条 GPAの学生への通知は、成績通知書によって行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、GP及びGPAの取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年9月12日から施行し、平成30年9月12日に在籍する学生から適用する。